

# 社会福祉法人 北陽会 るべしべ希楽苑

## 指定居宅介護支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人北陽会るべしべ希楽苑指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営等に関する事項を定め事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員等は、要介護状態になった利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、そのおかれている環境に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供方法及び内容を確保する。

2 事業の実施に当っては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

4 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

5 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービスに偏ることがないように、公正中立に行うよう努める。

6 利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、複数の指定居宅サービス事業所を紹介するよう求めることができ、また居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが可能であることを説明する。

### (事業所の名称等)

第3条 この事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 社会福祉法人北陽会るべしべ希楽苑指定居宅介護支援事業所

(2) 所在地 北見市留辺蘂町上町143番地1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 所 長 1名（兼任）…当該事業所の管理、業務の把握と管理及びその他の管理を一元的に行わなければならない。

(2) 管理者 1名（兼任）…指定居宅介護支援の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握。また、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の従業者にこの章の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (3) 介護支援専門員 1名(兼任)…介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整業務にあたる。また、介護保険施設等への紹介及び介護認定に係る申請代行を行う。

#### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年末年始(12/30から1/3)と祝祭日を除く、月曜日から金曜日の毎日。  
(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

#### (居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 相談体制…事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。  
(2) 課題分析票の種類…利用者に対する介護サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式については、「MDS-HC方式」等とする。  
(3) 介護サービス計画の作成。  
(4) サービス担当者会議…介護サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を利用者の居宅もしくは、利用者の指定する場所または、事業所内相談室において開催する。  
(5) 居宅訪問…居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況を把握し、サービス計画の変更など、利用者が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。  
(6) その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

#### (利用料金)

第6条の2 事業者の提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金については、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとする。(別紙料金表に準じる)

また、報酬改定により料金に変更が生じた場合は、別紙料金表を送付する。

#### (緊急時等における対応方法)

第7条 介護支援専門員等は介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行うと共に、所長に連絡する等必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

4 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

**(通常の事業の実施地域)**

第8条 通常の事業の実施地域は、北見市留辺蘂町の地域とする。

**(秘密の保持)**

第9条 事業所の職員は、正当な理由がない場合、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

**(職員の就業規則及び給与規程等)**

第10条 職員に対しては、この規程によるほか、当法人の職員の就業規則及び旅費規程等を適用する。

**(記録の整備)**

第11条 事業所は、施設及び設備、人事、会計、施設サービス計画、サービス提供の諸記録を整備しておかなければならない。

**(苦情処理)**

第12条 利用者、家族その他からの、事業に関わる苦情を、迅速かつ適切に対応するための窓口を設け、利用者等からの苦情に関して各自治体が行う調査に協力するとともに、苦情を受け付けたとき、また、自治体から改善に対する指導、助言を受けたときは、迅速に改善を行い、再発防止に努める。

**(損害賠償)**

第13条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

**(その他運営に関する重要事項)**

第14条 事業所は、従事者の資質の向上を図るために必要と認められる研修を実施する。

**(虐待の防止及び身体拘束適正措置に関する事項)**

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止・身体拘束適正化委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を年2回に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

3 事業者は原則として利用者に対して身体拘束を禁止する。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者、家族に対して同意を得たうえで身体拘束3原則（切迫性、非代替性、一時

性)に留意し必要最小限の範囲内で行うことがある。その場合、身体拘束を行った理由及び様態等についての記録を行う。また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行うよう努める。

#### (衛生管理等)

第16条 事業所は、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年1回以上実施する。

#### (その他運営に関する必要事項)

第17条 事業所は、従事者の資質の向上を図るために必要と認められる研修を実施する。

- 2 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、法人就業規則のハラスメント規程に基づき職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、サービス利用に当たっての禁止事項について以下にあげるとおりとする。
  - (1) 事業所の介護支援員専門員に対して行う暴力・暴言・嫌がらせ、誹謗中傷行為を禁じる。
  - (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為を禁じる。
  - (3) サービス利用中に介護支援専門員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載することを禁ずる。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

#### (補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、所長が理事長の承認を得て別に定めることができる。

#### 附 則

この規程は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成17年5月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成18年4月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成19年7月30日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成２６年３月２６日から施行する。

附 則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成３１年４月１日より施行する。

附 則

この規程の別表は、令和元年１２月９日から施行し、令和元年１０月１日から適用する。

附 則

この規程の別表は、令和２年４月２４日から施行し、令和元年１０月１日から適用する。

附 則

この規程の別表は、令和２年９月１日から施行する。

附 則

この規程の別表は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年６月２０日から施行する。



## 別表

### 1 基本料金

#### (1) 居宅介護支援費 (I)

##### (一) 居宅介護支援費 (i)

〈取扱件数が40件未満〉

|            |         |
|------------|---------|
| a 要介護1・2   | 10,860円 |
| b 要介護3・4・5 | 14,110円 |

##### (二) 居宅介護支援費 (ii)

〈取扱件数が40件以上60件未満〉

|            |        |
|------------|--------|
| a 要介護1・2   | 5,440円 |
| b 要介護3・4・5 | 7,040円 |

##### (三) 居宅介護支援費 (iii)

〈取扱件数が60件以上〉

|            |        |
|------------|--------|
| a 要介護1・2   | 3,260円 |
| b 要介護3・4・5 | 4,220円 |

#### (2) 居宅介護支援費 (II)

##### (一) 居宅介護支援費 (i)

〈取扱件数が40件未満〉

|            |         |
|------------|---------|
| c 要介護1・2   | 10,860円 |
| d 要介護3・4・5 | 14,110円 |

##### (二) 居宅介護支援費 (ii)

〈取扱件数が40件以上60件未満〉

|            |        |
|------------|--------|
| c 要介護1・2   | 5,270円 |
| d 要介護3・4・5 | 6,830円 |

##### (三) 居宅介護支援費 (iii)

〈取扱件数が60件以上〉

|            |        |
|------------|--------|
| c 要介護1・2   | 3,160円 |
| d 要介護3・4・5 | 4,100円 |

介護予防ケアマネジメントA 4,310円 (委託料3,880円)

介護予防ケアマネジメントA 初回 7,310円 (委託料6,880円)

## 2 加 算（要介護1・2・3・4・5）

|                 |                           |
|-----------------|---------------------------|
| 初回加算〈初回時〉       | 3, 0 0 0 円／月              |
| 特定事業所加算（Ⅰ）      | 5, 0 5 0 円／月              |
| 特定事業所加算（Ⅱ）      | 4, 0 7 0 円／月              |
| 特定事業所加算（Ⅲ）      | 3, 0 9 0 円／月              |
| 特定事業所加算（Ⅳ）      | 1, 0 0 0 円／月              |
| 特定事業所医療介護連携加算   | 1, 2 5 0 円／月              |
| 入院時情報連携加算（Ⅰ）    | 2, 0 0 0 円／月（1回を限度）       |
| 入院時情報連携加算（Ⅱ）    | 1, 0 0 0 円／月（1回を限度）       |
| 退院・退所加算（Ⅰ）イ     | 4, 5 0 0 円／月（入院・入院中1回を限度） |
| 退院・退所加算（Ⅰ）ロ     | 6, 0 0 0 円／月（入院・入院中1回を限度） |
| 退院・退所加算（Ⅱ）イ     | 6, 0 0 0 円／月（入院・入院中1回を限度） |
| 退院・退所加算（Ⅱ）ロ     | 7, 5 0 0 円／月（入院・入院中1回を限度） |
| 退院・退所加算（Ⅲ）      | 9, 0 0 0 円／月（入院・入院中1回を限度） |
| 通院時情報連携加算       | 5 0 0 円／月（1月に1回を限度）       |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 2, 0 0 0 円（1人につき1月に2回を限度） |
| ターミナルケアマネジメント加算 | 4, 0 0 0 円／月              |